

# 福岡県公報

平成22年6月28日  
第3128号

## 目次

### 告示(第1063号 - 第1066号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	.....	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2

### 公告

落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....	2
落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....	3

### 選挙管理委員会

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	.....	3
--	----------	-------	---

政治団体の平成19年分及び平成20年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	.....	5
----------------------------------	----------	-------	---

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	8
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....	10

## 告示

福岡県告示第1063号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年6月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所  
糸島市志摩師吉字岩尾1156、1157、1160、字柚ノ木1183
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1064号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年6月28日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営合河西部地区土地改良(区画整理・農業用排水施設整備)事業変更計画書の写し	平成22年6月28日から 平成22年7月27日まで	豊前市役所

福岡県告示第1065号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年6月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 泉台四丁目
- 2 区域の所在地 北九州市小倉北区泉台四丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から5号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と5号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区		地番	標柱番号
北九州	小倉北	泉台四丁目	745番1	1号及び2号
			925番16	3号
			925番12	4号
			746番6	5号

福岡県告示第1066号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字宮崎字堺2850番12から2850番16まで及び2870番2から2870番9まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市大字橋383番地の12  
有限会社七建産業 代表取締役 近藤 秀吉

## 公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る物品の名称
  - (1) 男性警察官用合ワイシャツほか
  - (2) 男性警察官用合服上衣ほか
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年5月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社大東福岡営業所  
住所  
福岡市博多区博多駅前4丁目13-27
  - (2) 氏名  
音伍繊維工業株式会社  
住所  
福岡市東区多の津4丁目6番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
  - (1) 男性警察官用合ワイシャツ 1着につき 5,722.5円  
女性警察官用合ワイシャツ 1着につき 5,722.5円
  - (2) 男性警察官用合服上衣 1着につき 16,957.5円

男性警察官用合活動服	1着につき	16,432.5円
男性警察官用合服ズボン	1着につき	9,030円
女性警察官用合服上衣	1着につき	18,165円
女性警察官用合活動服	1着につき	18,060円
女性警察官用合スカート	1着につき	7,245円
女性警察官用合服ズボン	1着につき	8,295円
女性警察官用合ベスト	1着につき	8,295円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成22年4月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る特定役務の名称  
保管場所管理システム用標章印字機賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年4月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名  
東芝ファイナンス株式会社
- (2) 住所

東京都品川区大崎三丁目6番6号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
24,834,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成22年3月17日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者山本剛正の出納責任者から訂正があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成21年3月5日福岡県選挙管理委員会告示第24号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年6月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、山本剛正の項を次のとおり改める。

3

候補者氏名	山 本 剛 正	候補者届出政党 又は所属党派	民 主 党	出納責任者氏名	浜 崎 稔 哉
第1回報告分	期間 平成21年7月18日から平成21年9月13日まで			報告書受理年月日	平成21年9月14日

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		1,080,000円
剛山会		10,000,000円	家 屋 費		1,021,750円
			(選挙事務所費)		1,021,750円)
			(集合会場費)		0円)
			通 信 費		1,118,447円
			交 通 費		9,719円
			印 刷 費		2,648,200円
			広 告 費		1,970,063円
			文 具 費		641,440円
			食 糧 費		89,646円
その他の寄附	4 件	40,000円	休 泊 費		0円
その他の収入			雑 費		204,622円
今 回 計		10,040,000円	今 回 計		8,783,887円
前 回 計		0円	前 回 計		0円
総 計		10,040,000円	総 計		8,783,887円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	1,104,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000円
	計	2,341,192円

## 福岡県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党飯塚支部、緒方林太郎後援会、北九州の未来を考える会及び渡辺ともよし後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成20年9月福岡県選挙管理委員会告示第90号）及び平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年6月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成19年分収支報告書の要旨中、自由民主党飯塚支部の項を次のとおり改める。

15 自由民主党飯塚支部

報告年月日 平成20年1月22日

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	14,374,266円
ア 前年繰越額	4,019,266円
イ 本年収入額	10,355,000円
(2) 支出総額	9,245,009円
(3) 翌年への繰越額	5,129,257円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	4,000,000円
ア 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	4,000,000円
a 個人からの寄附	3,500,000円
c 政治団体からの寄附	500,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,355,000円
自由民主党福岡県支部連合会	2,855,000円
自由民主党福岡県第八選挙区支部	3,000,000円
自由民主党福岡県嘉穂郡山田市第二支部	500,000円

合計 10,355,000円

## [寄附の内訳]

## a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
江藤 秀之	3,500,000円	飯塚市

小計 3,500,000円

## c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
高橋義治後援会	500,000円	飯塚市

小計 500,000円

## (2) 支出の内訳

## ア 経常経費

ア 経常経費	9,245,009円
ア 人件費	2,400,000円
イ 光熱水費	256,845円
ウ 備品・消耗品費	520,320円
エ 事務所費	6,067,844円
合計	9,245,009円

## 3 資産等の内訳

## (1) 土地

(所在)	(取得の価額)	(取得年月日)	(面積)
飯塚市	5,119,299円	50.03.01	36.23m <sup>2</sup>

## (2) 建物

(所在)	(取得の価額)	(取得年月日)	(床面積)
飯塚市	172,869円	50.03.01	34.70m <sup>2</sup>

平成20年分収支報告書の要旨中、緒方林太郎後援会の項を次のとおり改める。

100 緒方林太郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 緒方 林太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院9区

報告年月日 平成21年3月10日

<p>6</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 14,367,647円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 14,367,647円</p> <p>(2) 支出総額 11,976,918円</p> <p>(3) 翌年への繰越額 2,390,729円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>イ 寄附 14,136,000円</p> <p>ア 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） 14,136,000円</p> <p>    a 個人からの寄附 10,976,000円</p> <p>    c 政治団体からの寄附 3,160,000円</p> <p>カ その他の収入 231,647円</p> <p>    民主党福岡県第9区総支部家賃 120,750円</p> <p>    一件十万円未満のもの 110,897円</p> <p>合計 14,367,647円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>    a 個人からの寄附</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(寄附者の氏名)</td> <td style="width: 30%;">(金額)</td> <td style="width: 40%;">(住所)</td> </tr> <tr> <td>原田 進</td> <td>200,000円</td> <td>北九州市八幡西区</td> </tr> <tr> <td>久保 嘉一</td> <td>80,000円</td> <td>北九州市八幡西区</td> </tr> <tr> <td>緒方 兼太郎</td> <td>1,000,000円</td> <td>フランス国パリ市</td> </tr> <tr> <td>中島 祐子</td> <td>500,000円</td> <td>北九州市小倉南区</td> </tr> <tr> <td>鎌田 淳子</td> <td>300,000円</td> <td>北海道江別市</td> </tr> <tr> <td>緒方 林太郎</td> <td>8,721,000円</td> <td>北九州市八幡西区</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>175,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10,976,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    c 政治団体からの寄附</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>        (寄附者の名称)</td> <td>(金額)</td> <td>(事務所の所在地)</td> </tr> </table>	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	原田 進	200,000円	北九州市八幡西区	久保 嘉一	80,000円	北九州市八幡西区	緒方 兼太郎	1,000,000円	フランス国パリ市	中島 祐子	500,000円	北九州市小倉南区	鎌田 淳子	300,000円	北海道江別市	緒方 林太郎	8,721,000円	北九州市八幡西区	その他	175,000円		小計	10,976,000円		c 政治団体からの寄附			(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">北九州の未来を考える会</td> <td style="width: 30%;">2,660,000円</td> <td style="width: 40%;">北九州市八幡東区</td> </tr> <tr> <td>岡田かつや後援会</td> <td>500,000円</td> <td>三重県三重郡川越町</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3,160,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費 5,015,359円</p> <p>    ア 人件費 380,560円</p> <p>    イ 光熱水費 18,722円</p> <p>    ウ 備品・消耗品費 1,330,352円</p> <p>    エ 事務所費 3,285,725円</p> <p>イ 政治活動費 6,961,559円</p> <p>    ア 組織活動費 785,070円</p> <p>    ウ 機関紙誌の発行その他の事業費 6,176,489円</p> <p>        b 宣伝事業費 6,176,489円</p> <p>合計 11,976,918円</p> <p>平成20年分収支報告書の要旨中、北九州の未来を考える会の項を次のとおり改める。</p> <p>218 北九州の未来を考える会</p> <p>報告年月日 平成21年3月6日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 3,278,468円</p> <p>ア 前年繰越額 3,257,208円</p> <p>イ 本年収入額 21,260円</p> <p>(2) 支出総額 3,250,000円</p> <p>(3) 翌年への繰越額 28,468円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>カ その他の収入 21,260円</p> <p>    一件十万円未満のもの 21,260円</p> <p>合計 21,260円</p> <p>(2) 支出の内訳</p>	北九州の未来を考える会	2,660,000円	北九州市八幡東区	岡田かつや後援会	500,000円	三重県三重郡川越町	小計	3,160,000円	
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)																																									
原田 進	200,000円	北九州市八幡西区																																									
久保 嘉一	80,000円	北九州市八幡西区																																									
緒方 兼太郎	1,000,000円	フランス国パリ市																																									
中島 祐子	500,000円	北九州市小倉南区																																									
鎌田 淳子	300,000円	北海道江別市																																									
緒方 林太郎	8,721,000円	北九州市八幡西区																																									
その他	175,000円																																										
小計	10,976,000円																																										
c 政治団体からの寄附																																											
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)																																									
北九州の未来を考える会	2,660,000円	北九州市八幡東区																																									
岡田かつや後援会	500,000円	三重県三重郡川越町																																									
小計	3,160,000円																																										

イ 政治活動費	3,250,000円
(オ) 寄附・交付金	3,250,000円
合 計	3,250,000円

平成20年分収支報告書の要旨中、渡辺ともよし後援会の項を次のとおり改める。

922 渡辺ともよし後援会

報告年月日 平成21年3月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	168,880,353円
ア 前年繰越額	78,060,984円
イ 本年収入額	90,819,369円
(2) 支出総額	103,547,107円
(3) 翌年への繰越額	65,333,246円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	4,500,000円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)(内訳別掲)	4,500,000円
a 個人からの寄附	1,500,000円
c 政治団体からの寄附	3,000,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	86,255,245円
書籍売上げ代	25,245円
渡辺ともよし政経懇話会	2,560,000円
渡辺ともよし君を励ます会	43,370,000円
渡辺ともよし君と明日を語る会	38,280,000円
渡辺ともよし2009新春の集い	2,020,000円
カ その他の収入	64,124円
一件十万円未満のもの	64,124円
合 計	90,819,369円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
江藤 元一	1,500,000円	大分県豊後高田市
小 計	1,500,000円	

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
近未来研究会	3,000,000円	東京都千代田区
小 計	3,000,000円	

[特定パーティーの概要]

(名称)	(対価収入)	(支払者数)	(開催場所)
渡辺ともよし君を励ます会	43,370,000円	644人	福岡市中央区
渡辺ともよし君と明日を語る会	38,280,000円	661人	東京都港区
渡辺ともよし2009新春の集い	2,020,000円	54人	福岡市中央区
小 計	83,670,000円		

[政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳]

渡辺ともよし君を励ます会

(イ) 法人その他からの対価の支払

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株)ミリオンテック	300,000円	小郡市
西日本建技(株)	300,000円	福岡市博多区
(株)川本商事	240,000円	北九州市八幡西区
(株)アルファ	260,000円	遠賀郡水巻町
(株)ナカムラ	500,000円	鹿児島県鹿児島市
(株)池畑組	480,000円	鹿児島県鹿児島市
(株)正興電機製作所	500,000円	福岡市博多区

(ウ) 政治団体からの対価の支払

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
福岡地区トラック政治研究会	500,000円	福岡市博多区

渡辺ともよし君と明日を語る会

(イ) 法人その他からの対価の支払

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
海洋環境保全技術協会	400,000円	東京都世田谷区

(ウ) 政治団体からの対価の支払

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
道路運送経営研究会	500,000円	東京都新宿区

渡辺ともよし2009新春の集い

(ウ) 政治団体からの対価の支払

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
粕屋医師連盟	500,000円	糟屋郡久山町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	64,421,659円
(ア) 人件費	44,896,020円
(イ) 光熱水費	684,045円
(ウ) 備品・消耗品費	7,456,605円
(エ) 事務所費	11,384,989円
イ 政治活動費	39,125,448円
(ア) 組織活動費	15,707,509円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	23,068,179円
b 宣伝事業費	16,493,052円
c 政治資金パーティ開催事業費	6,575,127円
(エ) 調査研究費	109,760円
(オ) 寄附・交付金	240,000円
合計	103,547,107円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第190号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国

家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。  
平成22年6月28日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分  
法第2条第1項第2号に係る警備業務
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年8月24日（火）から同年8月31日（火）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

- 3 受講定員  
36名
- 4 受講対象者  
受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているも

の

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

#### 5 受講申込手続等

##### (1) 受付期間

平成22年8月9日（月）から同年8月11日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

##### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

##### (3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

申込前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真の貼付及び押印が必要。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

##### (ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

##### (イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

##### (ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

##### (エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

##### (オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

#### (4) 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

#### 6 申込方法等

(1) 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

(2) 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

(3) 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

(4) 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績

を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受ける講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカー有り)。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第191号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成22年6月28日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年9月29日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年9月28日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 受付期間

平成22年9月8日(水)から同年9月10日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

## (2) 必要書類

## ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

- (イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

## イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 写真2枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

## (3) 検定手数料

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級 16,000円

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかつ

た場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。